

有機化学物質の管理には有機溶剤中毒予防規則が有る。癌などの発症を疑われる有機化学物質は一般的に特定化学物質障害予防規則で規制される。平成 28 年 6 月に「化学物質のリスクアセスメント」が始まったが、その理由として、平成 24 年に有機溶剤中毒予防規則にも特定化学物質障害予防規則にも含まれなかった「1, 2-ジクロロプロパン」が校正印刷機ふき取り溶剤として使用され胆管がんを発症した事例があると思われる。つまり「化学物質のリスクアセスメント」により法の対象となる溶剤の範囲が大きく広まった。

そこで、特定化学物質の特殊健康診断は、常時従事する労働者に対して実施し、物質によっては過去に常時従事させた労働者で現に雇用している労働者にも特殊健康診断を実施している。これは従業員が退職するまでの健康管理であるが、退職後は危険な物質に対して健康管理手帳が発行され退職後の健康管理が実施されている。しかし最近では、健康管理手帳に含まれない特定化学物の MOCA を使用した労働者において退職後の発癌が起こっている。つまり MOCA を今後健康管理手帳に加えるか、特定化学物質の特殊健康診断を退職後まで広げる必要性があるのではないかとと思われる。